

受付番号

登録番号

税関様式 C 第 1001 号

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書

令和 年 月 日	申出者の 住所、氏名
殿	代理人の 住所、氏名 (担当者) (電話番号)
令和 年 月 日付	事前教示回答書 (登録番号) 事前教示回答書変更通知書 (登録番号)
に関し、下記の理由により	{ 関税率表適用上の所属区分 } { 原産地 } につき意見の申出を行います。
上記 { 事前教示回答書 } { 事前教示回答書変更通知書 }	に係る貨物の { 関税率表適用上の所属区分 } { 原産地 } は、下記の理由により () ではなく、 () と考えます。
理 由	

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更を別添の変更通知書により行います。
2. 当該事前教示回答書（変更通知書）を撤回し、別添の事前教示回答書を新たに発出します。
3. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更及び撤回を行いません。

(理 由)

令和 年 月 日

税関業務部

注 意 事 項

1. 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税率表適用上の所属区分又は原産地について照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出は事前教示回答書（変更通知書）の交付又は送達の日翌日から起算して2月以内のみ可能です。
2. この申出書は、1部提出してください。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
3. この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書変更通知書を照会貨物の輸入申告等を行う際に添付してください。
4. この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更され変更通知書の送付若しくは送達を受ける場合又は事前教示回答書が撤回され新たに事前教示回答書の交付若しくは送達を受ける場合は、当該事前教示回答書（変更通知書）を返付してください。

(規格 A 4)